金融危機と公的資金

はじめに

今月はバブル崩壊後に投入された公的資金の「完済」が二件予定されている。

額三二○○億円のうち残る一六三九億円を、ともにこの六月に全額返済するとしている。この結果、大手銀行で りそなホールディングスは総額三兆一二八○億円に上った公的資金の残額一二八○億円を、あおぞら銀行は総

公的資金が残るのは新生銀行(残額二五○○億円)のみとなる。

また今年度から銀行の破綻処理

あると言えよう。

バブル崩壊からおよそ四半世紀を経て、ようやく、「危機モード」から「平常モード」への移行が完了しつつ

言っても、その具体的内容はいくつかに分かれる。 この間、「預金者保護」、「信用秩序維持」のため、巨額の公的資金が投入されてきたが、「公的資金」と一言で

別される。これらを組み合わせるだけで、単純に、一五種類の「公的資金の投入」がありえることになる。 金の供給方法」という観点からは、【⑦贈与】、【⑦出資】、【⑰資産買取り】、【②貸付】、【⑦債務保証】などに区 「資金の出し手」を見れば、大きく、【②財政】、【®預金保険機構】、【©日本銀行】に分類されよう。 また 資

(預金者保護)にあてる預金保険料率が半減された(○・○八四%→○・○四

六八五○億円は、住専の損失(貸倒れ)の穴埋め(一部)のための「@財政」資金による「⑦贈与」であった。 (2) たとえば、一九九六年のいわゆる「住専国会」で議論の焦点となった、住専の破綻処理のための「公的資金」

最終的な収支は黒字となることが確定している。他方、先の住専の場合は「⑦贈与」であるから、当然、回収さ 達された。またそこでは、市場からの調達だけでなく「ⓒ日本銀行」からの預保機構向け「宍貸付」も大きなウ は、「®預金保険機構」による「⑦出資(劣後債権・優先株)」であって、財政資金は全く用いられていない。た れることのない財政支出 エイトを占めていた。とはいえ、「①出資」であるからこそ、現在まで回収が続けられているのであって、その それに対して冒頭に紹介した、りそなHD(傘下の銀行)やあおぞら銀行(旧日債銀)などへの「公的資金 預保機構にそれだけの資金はなく、それは、「④財政」による「少債務保証」を受けた借入れによって調 (国民負担)である。

る過程で、上記のように分類可能な「公的資金」の性格はどのように変化したか、改めて整理してみよう。 このように、「公的資金」と言ってもその性格は多様である。では、一九九○年代の不良債権問題が深刻化す

1 預金全額保護のための負担

といって預金保険機構は、 61 ゎ 九九〇年代の半ば、 ゆる「ペイオフ」を実施するわけにはいかず(つまり預金は全額保護するほかないと考えられたものの)、 信用組合を中心に金融機関の破綻処理が相次ぐようになるが、資金面での最大の問題は、 法律上、元本一千万までしか保護できないという点にあった。要するに、その差額を

一九九四年末に東京の二つの信用組合(東京協和・安全)が破綻した際には、その差額は、「ⓒ日本銀行」に

誰が埋めるかである

七月にコスモ信組が破綻すると、当初の出資では損失を埋めきれなくなり、「①日本銀行」が東京共同銀行に低 的には受皿 よる「♂出資」を呼び水としたいわゆる「奉加帳方式」での出資(総額四○○億円)によって補填された 金融機関 [東京共同銀行] の新規設立のための出資。 出資額は後に八二%を棄損)。 しかし、 九五年 (具体

利(公定歩合)での「①貸付」を行うことによる収益補填等の追加策が実施されている。

七倍化(○・○一二%→○・○八四%)であった。つまり、「⑤預金保険機構」による「⑦贈与」機能の拡充を をもってしてもそれらに対応することができなくなる。そこで、預保機構自身が「ⓒ日本銀行」による巨額の 中心に破綻処理制度が再編されたわけである。しかし、破綻はそれからも増大し、預保機構は七倍化された収入 預金保険法の改正(一九九六年六月)による、 「母貸付」に依存することになるのである。 九五年八月に木津信が破綻すると、従来の方式は限界に至り、 預金の全額保護の制度化とその財源確保のための預金保険料率の 抜本的な改革が行われる。 それが、

資金を投入すべし」との意見が強まる。 っていたが、九七年十一月に、 先に述べた九六年の住専処理に対する世論の厳しい批判を受け、その後、 北海道拓殖銀行、 山一証券等が破綻すると、 財政資金の投入はおよそ不可能とな 状況は一変、 むしろ「積極的に公的

資金の投入、 具体的には、公的資金は、主に以下の三つの形で投入されることになった。①破綻処理のための直接的な財政 ②健全な金融機関の資本の増強、③預金保険機構の資金調達に対する政府保証の付与、である。そ

れぞれについて見てみよう。

2 破 綻 妧 璭 の 財 政資 金 0 **投入**

破 綻 処 理 .||• 破綻 余 融 機 関 0 預 金 0) 全 額 護 .||• 破 綻 金 融 機 関 0 債 務 超 渦 額 0 補 填

認め 与 月 料 \mathbb{H} 資 兆 0 $\ddot{+}$ 銀 会は、 Ś である。 同 出 ń 法 葆 ~ -億円 たの 設 機 + Ī 構 奉 であ 金 0 加 ょ 額 述 H 帳 1銀等 ば á つ した。 方式の て、 そ たように、 Î \tilde{O} か 後増 七 Ġ 確)民間 兆円 K 0 額 は 借 出資>によって、 ざれ、 交付 ま 九 入れ で 六 国 年 0 結 債 によって 財 0 局 の交付 政 預保法改正 資金を 九八 れ 年 賄 直 改正後は 直 わ 度から二〇〇二年度までで合計 つまり、 接、 n までは 的 7 預 113 主とし 保機構 たが、 <七倍化され A 財 負担 政 に贈 そこに、 T による 預 与すること た 金 預 九 金 険 保 料 除

表 1 預金保険機構(一般勘定)の収支

(億円)

						(1001 1)	
収入			支出				
保険料収入	財政資金	収入計	金銭贈与	国庫納付	その他経費	支出計	
106,880	104,326	246,370	189,916	9,148	30,425	229,489	

1:1971年度から2013年度までの合計。ペイオフコスト超の預金保護のための「特例業務勘定」 (注) 分を含む。

「財政資金」は、交付国債の「返納」分を除いたネットの財政支出額。

「金銭贈与」は、受皿金融機関への金銭贈与額で、これが実質的な破綻処理費用。

「国庫納付」は、買い取った不良債権からの利益を国庫に納付したもの。したがって、実 際の国庫負担は「財政資金-国庫納付 |。

(出所) 預金保険機構年報各号より作成。

が見られ、

政

府

0

断

固

たる姿勢を示す必要が指摘され

61

た

(A)財政」

0

関

与 在

は

分債

務保

証

にとどま

保

機 関 7

構

は 0

外

部 本

B

た資

まで

口

|収と返済を続

けて

Vì

る

わ

ij 預

であ

る。

結果

的

財 借

政

負

扣 n

は

か

し他方で、

例えば、

次節では

述べ

る

健全金

融機

資

増 か

強

0

場

合

iż

は

生していない 金を投入し、 b

なっ

た

大幅

な下

- 落

ジ

ヤ 九 0

・ミア

4

0

拡 け は

大 7

取 は、

付

it

的

行

動 0

0

n ŋ 0

など りをと

か

確

か 綻 は

当

蒔

九

七

车

か

5

九 Ó

年

iz 負

か 担

金 欠

融 0

株

(空売 広が

融

機 河

保険

達

言うまでも

なくこ

は

接

な

玉

戻

であ

ŋ

その

一料を節約できたことになる。

0

破 関 手

処

理

0

ため

0)

)兆円·

|余り

財 八

政

必要不

可

対応

だ

つ

た

だ

ろ

税収増が年間約五兆円であることを考えても、 に先送りされていたであろう。とはいえ、一つの物差しとして、二〇一四年度の消費税引上げ も十五年以上の返済期間を要することになり、当然、冒頭に述べた今年度からの預金保険料率の引下げは、大幅 実際の財政負担を避けつつ、 んその場合、 破綻処理(預金者保護)の財源についても、 預金保険料収入は年間六千億円ほどであることから、(保険料率を引き上げなければ)それだけで 預保機構の資金力不足への懸念も払拭することが可能だったかもしれない。 一〇兆円という財政負担は決して小さくはなかった。 同様に、 政府保証付きの借入れ資金でまかなってい (三%分) による もちろ れば、

3 資本増強と不良債権の買取り

(1) 健全金融機関への資本増強

陥っておらず健全な(とされた) なわち破綻した金融機関の預金者を保護するための受皿となった金融機関への金銭贈与とは異なり、債務超過に 公的資金の投入と言う場合、狭義にはこの「資本増強」を指すことが多い。これは、前述の「破綻処理」、す 金融機関への出資である。

兆六一九四億円が今年三月までに回収されているが、 これらの回収益は、最終的には国庫に納付されることになっている。 の差額一兆五九七八億円は預金保険機構の投資益である。さらに未回収額が一兆一三三億円 一九九八年二月から現在までに、一三兆三四九億円が六三の金融機関に投入されたことになる。そのうち、一三 それは、表2に示す通り、 時期的にも法律的にもいくつかの段階に分けて実施された。それらを合計すると、 回収額は簿価ベースでは一二兆二一六億円であるので、そ (簿価) 残っており、

2 不良債権の買取 1)

兆七〇三四億円であり たってきた。 六八三億円は最終的 他に、 預金保険機 買取 額が累計で六兆 構は に国庫に納付されることになる 破綻金融機 几 五三五 [年三月末時点)、その差額である回 翼 から不良債権 億円であるのに対 を買 (表 1 13 0) 取 りそ 国 口 庫 0 納付 収 収 口 額 収 益 は 13 兆 は +: あ

また、 健全金融機関からも不良債権の買取 収額は六九六五億円である 回 回 「収を行っており、 収益 は、 金 融 再生法に 買取 額 勘定 三五

づい 五七億円に対して回 て特別公的管理 13 お かれた長銀、 H 債 銀関連の業務とともに金 融 第生

そのうちの既納

分。

資本増強および不良債権の)買取り がは結果的に黒字となることが

終的に国

民負担を回避しえたからである

事前

的予防的な資金投入によって危機の拡大を防ぎ、

か 評

0 コス

ト面

でも最

実際、

「金融安定化法」、「早期健全化法」

などの時限立法は期限を迎えたも

本の公的資金投入とりわけ資本増強につい

確定しており、

その額は合計すれば二

一兆円を超える。

これを

つの根拠に、

Н

ては、

肯定的に

価

されることが

このように、

お

わ

ij

に

表 2 金融機関の資本増強

根拠法1	金融安定化法	早期健全化法	預金保険法	組織再編法	金融機能強化法				
投入時期	1998年3月	1999年3月 ~2002年3月	2003年6月	2003年 9 月	2006年11月~				
投入先	21	32	1 (りそな銀行)	1 (関東つくば銀行)	29				
投入金額(億円)	18,156	86,053 ²	19,600	60	6,480				
残額 (億円)3	1,900	3,358	0	0	4,875				

「金融安定化法」、「早期健全化法」、「組織再編法」は時限措置ですでに申込期限が終了。 「金融機能強化法」の期限は2017年3月。「預金保険法」(危機対応1号措置)は恒久措置。

うち15行に74,592億円(99年3月)。

3:簿価ベース、2015年3月末時点。

(出所) 預金保険機構ホームページ (機構の活動 資本増強) より作成。

のの、 さらに一三年の同法改正によって投入先が証券会社や保険会社など非預金金融機関にも拡大されている。 それらは実質的に、二〇〇〇年の預金保険法改正によって「金融危機対応(第一号措置)」として恒久化

し不良債権処理の促進を目的としていたが、その後、 また、地銀や信金信組を念頭に設けられた「金融機能強化法」による資金投入は、当初は○八年三月を期限と 期限を延長、 目的も中小企業金融の円滑化や震災対応へと

拡大されたほか経営責任追及も緩和されて今日に至っている。

たなかで、公的資金の役割についてまた新たな角度から検討が進められることもあろう。 な ゆらぎが生じているようにも見える。日本では、現在、地銀・信金信組への再編圧力が高まっているが、そうし 進める過程で、また欧州では銀行同盟の構築が進む一方でギリシャ危機が再燃するという状況で、 危機を経て、「金融機関の救済に財政資金は用いない」が大きな目標とされ、ベイルアウトにともなう 対照的に、 納税者負担やモラルハザード、 欧米は、こうした公的資金による救済(ベイルアウト)に否定的である。リーマンショックや欧州 市場の歪みが強調されている。ただし、米国ではドッドフランク法の施行を(4) 議論や政策に (潜在的

注

- 1 りそなHD(二〇一五年五月十二日付け)、あおぞら銀(五月十五日付け)のプレスリリースより。
- $\widehat{2}$ うち五○億円は、 住専処理のために預保機構に設けられた「住専勘定」のための出資金。
- 3 投入先の数が、 表2の合計と合致しないのは複数回投入されている金融機関があるため。
- 4 関連する議論については、 拙稿「ベイルアウトとベイルイン」(本誌二〇一三年一〇月号)、「ベイルイン債とは何か」

(本誌二〇一四年二月号) 参照

・預金保険機構編『平成金融危機への対応―預金保険はいかに機能したか―』金融財政事情研究会、二〇〇七年。

・『預金保険機構年報』各号。

(いず ひさし・客員研究員)